

船長指示書

これは、小職が M/V "ABC" に乗船中の各航海士宛の航海当直に関する 船長指示書である。各当直航海士が安全航海を維持することを要求する。

1. 航海当直に誇りを持つこと

本船には多くの乗組員が乗船しており、また、多くの顧客荷主の大切な貨物を輸送している。

その貨物の価値はとても高価であり、事故による貨物の損傷や延着 を発生させた場合、その影響は計り知れないものになる。

各航海士が船長に代わって航海当直を行うことは、乗組員と貨物の 安全に関し、重要な責任があることを認識するとともに、各航海士は 航海当直に誇りを持つこと。

2. 航海上のいかなる事故も発生させないこと

航海上のいかなる事故も発生させないために、国際海上衝突予防法と SMS マニュアルを熟読し、継続して安全航海に努めること。

- 1 大洋航海中は他船を早めに広く避航すること。
最接近距離は 2 海里以上、船首方向は 5 海里以上の航過距離 を保つこと。
- 2 沿岸航海中も他船を早めに広く避航すること。
最接近距離は 1 海里以上、船首方向は 2 海里以上の航過距離 を保つこと。
- 3 変針による避航動作は、相手船までの距離が 6 ~ 8 海里以上ある時点 で行うこと。

3. いかなるときでも前広に船長に報告すること

下記状況にあるとき、船長夜間命令簿に指示がある事項、SMS マニュアルにより 船長への報告が義務付けられている状況にある場合、いかなるときでも余裕を持って 船長に報告すること。

- * 視界が 3 海里以下になったとき
- * 船舶交通が輻輳したとき、漁船群を認めたとき
- * 船位に疑問を感じたとき
- * 気象・海象に顕著な変化があったとき
- * 操船に困難を伴うと感じたとき

上記の他に、トラブル発生の虞を認めた場合にも、船長に報告すること。

4. いかなる場合もトラブル発生の兆候を把握するため、注意すること

5. 当直中は見張り厳守すること

いかなる天候・視界状況の場合でも、あらゆる手段を講じて厳重な見張りを継続すること
少なくとも、1 名は必ず見張り作業に専従していること。

6. この船長指示書を航海当直業務に従事する前に毎回読むこと

一等航海士署名 二等航海士署名 三等航海士署名

M/V "ABC" 船長 岡田 卓三

20XX年 月 日

横浜～シンガポール航海中

ジャイロコース < 220 > 磁気コンパス < 225 >

- あらゆる手段を講じて厳重な見張りを継続
- 他船と十分な航過距離を保つこと
- 下記最接近距離と船首方向航過距離を保つこと
最接近距離 2.0海里以上
船首方向 5.0海里以上
- いかなるときでも船長報告を行うこと 視界 3海里以下
漁船群を前方に視認したとき
天候・海象の急激な変化を観測したとき
- 以下を躊躇わないこと
汽笛の使用
主機の使用
船長報告
- 船長指示書とSMSマニュアルに従うこと(署名)

安全航海厳守

一等航海士

二等航海士

三等航海士

A 甲板手

B 甲板手

C 甲板手

M/V"ABC" 船長 岡田卓三